

平成 25 年第 3 回定例会 防災警察常任委員会

平成 25 年 10 月 2 日

鈴木委員

二つほど質問をしたいと思います。一つは、神奈川県犯罪被害者支援推進計画についてですが、頂いた資料を読んでいて分からなかったことがあります。10 ページの（４）の計画改定の方向性の中で、現行計画の基本目標を引き継ぎ、犯罪等により壊された日常生活を回復すると書いてあって、上記課題に対応するため、次の点について充実・強化を図る方向で検討を進めるとあります。それで、改定計画の期間は平成 26 年度から 30 年度までと書いてありますが、この課題というのは、計画の中にどのように位置付けられているのでしょうか。要は、アからエとして充実・強化する項目が書いてありますが、それらをこの計画の中に書いていくということなのか、それともこの明らかになっている課題を盛り込んでいくのか、どうなのでしょう。

犯罪被害者支援担当課長

上記課題と書いてありますのは、報告資料 9 ページに載っているような課題のことです。現行計画の主な課題の洗い出しができましたので、これに対応していかなければいけないということで、実施すべき施策を改定計画の中で盛り込んでいくという考え方でございます。

鈴木委員

アからエの項目と、課題との関係はどうなっているんですか。

犯罪被害者支援担当課長

対応関係でございますけれども、まず課題のうち、アのかながわ犯罪被害者サポートステーションの周知、それから、カの被害者等への理解促進の二つの課題に対応しますのが、（４）のアの効果的な広報と普及啓発の推進でございます。

続きまして、イの性犯罪被害者への相談体制と、ウの産婦人科医療との連携の二つの課題に対応しますのが、（４）のイの性犯罪被害者への支援の充実でございます。

それから、エの市町村の取組の充実という課題に対しまして、（４）のウの市町村の取組支援と連携の推進、そして、オの生活支援の提供という課題に対しまして、（４）のエの被害者等を支える人材の育成という対応関係になってございます。

鈴木委員

それは分かるんですが、私が何を言いたいのかというと、これだけの課題があるのならば、ちゃんと見える化されないとおかしいということです。課題は全部やりますと書けばいいことなんです。何も、ア、イ、ウ、エと書かなくたっていいんです。アからカまでの課題に全部対応しますよと、計画の中に書けばいいものを、何でわざわざこんなアバウトな形で書かなければいけないのかというところが、私は気になっているんです。要するに、課題を全部見える化してほしい。課題をこのように計画の中に入れてありますということを見る化しない限り、

これは一つも進まないと思うんです。

計画改定の方向性のアからエは、全てアバウトな方向性と言えます。現実には、アからカまで具体的な課題が一杯あるわけです。でも、財政の問題とか、人員の問題とかがあって、それを乗り越えて課題を解決していかなければいけない。そういう中で、こういうふうに大まかにアからエなどと書いてあると、例えば課長だって、私もそうですが、次にこの委員会にいるかどうか分からないわけですから。

そのためには見える化をして、ここの課題に対してはこうしましたと、分かるように見える化しないと何の役にも立たないと思います。私は少なくとも、少しは読むかもしれないけれども、端から端まで何十ページもあるのは読めないですよ。こうやって改定をしましたと分かるように、改定でどうなるかという見える化をしてもらいたいと思うんですが、いかがですか。

犯罪被害者支援担当課長

今回は、このような形でまとめてしまいましたけれども、現行計画で残された課題に対して、改定計画でどのような取組をするのかということは、今後の改定作業の中で分かりやすく書いていきたいと思います。

鈴木委員

改定計画の期間は平成 26 年度から 30 年度の 5 年間と書いてあるから、私はこの間に課題に対応していくとばかり思っていました。ちょっと 5 年間は長いです。でも、この期間だということであるならば、今、課長のおっしゃったようなことをしっかり改定計画の中に入れていただかないと、毎回このような形でレポートを頂くのはいいけれども、次のときには私などは忘れてしまっているから、そういう意味ではしっかりと見える化をお願いしたいと思います。

犯罪被害者支援担当課長

現行計画の課題に対してどのような対応をするか、分かるような形で記載していきたいと考えております。

鈴木委員

私も、この委員会の調査で大阪の S A C H I C O にお邪魔させていただいて、当然、人的な問題やお金の問題があるわけですから、私も課長にこれ以上は言えませんが、少なくともこれだけの課題が見えるということは、その課題に対してどこまで対応しているのかというのをきちっと分かるようにしておかなければ、議会側だって、行政側だって、何のためにこういう計画をつくっているのかという話になりかねないと思いましたので、今、お願いをした次第です。

これは、今般の全部の報告書に言えることなんですが、防災、その他も含めて見える化をしなければいけないと思います。どこまでお金をつぎ込んで、何をしたのかというところはしっかりしないといけないと思いましたので、最初にこの質問をさせていただきました。

二つ目は、神奈川県交通安全対策会議条例の改正で、知事の指名委員を 2 人にするというのは別に問題はないと思いますが、この神奈川県交通安全対策会議と

いうのは何をしているところなんでしょうか。

くらし安全交通課長

神奈川県交通安全対策会議につきましては、構成的には委員会資料のとおり、会長を知事といたしまして、国の行政機関、県の行政機関、それから市町村の代表、消防の代表という形で、神奈川県の交通安全計画をつくってまいりました。

交通安全計画と申しますのは、国の中央交通安全対策会議というのがございまして、これは総理大臣が会長でございまして、各大臣が構成員になっております。そこで、国内の陸上交通と空と海の交通の計画づくり、そのうち都道府県の会議では、海と空を除いた陸上交通、これは鉄道を含みますが、その陸上交通の安全計画につきまして、国の5箇年の交通安全対策基本計画に沿った施策をやるために、同じように5箇年の計画をつくるというのが役割でございまして。

それから、毎年度、県内の交通安全対策として、国の出先機関や県の機関、警察、市町村など、委員を構成している機関が、それぞれ交通対策で行うべき施策の具体的な要領について、毎年度、神奈川県交通安全計画の実施計画というのをつくっております。その計画を御審議いただくというものでございまして。それから、関係市町村、運輸機関等の連絡調整、総合的な企画をつくるということでございまして。

鈴木委員

今の前段の話は、国から来るものだからそれはやるしかないけれども、後段の課長がおっしゃっていた神奈川県下における交通のいろいろな問題というのは、何の資料に基づいてその議題等が話し合われるのですか。

くらし安全交通課長

一つは、国の施策に準じて計画をつくりますので、国がつくっている交通安全基本計画に準じながら、都道府県の実情に応じた計画にしていくということでございまして。

その都道府県の実情とは、例えば交通事故の発生の分析などでは警察が最も詳細なデータを持っておりますので警察が、あるいは道路に起因した事故であれば道路管理者がそれなりのデータを持っておりますので、そういったそれぞれの機関がどういった対策をやっていくかという意見を持ち寄りながら取りまとめていくということで、会議の構成機関、県では、県土整備局、保健福祉局、もちろん安全防災局と、それぞれの機関がそれぞれの立場の中で、交通安全にどのようなことができるのかというのを、国の大綱に準じながらも、県の特色があればそれに沿った形で計画を策定していくというものでございまして。

鈴木委員

今のお話を聞いていると、各部局から出てきたものということですが、ところが、課長は、交通安全教育推進会議というのは知っていますか。

くらし安全交通課長

申し訳ありませんが、承知しておりません。

鈴木委員

知らないでしょう。これは私がずっと提唱していたのですが、要するにスクールゾーン等は市町村がやっているわけです。ですから、土木と教育と警察が現場でやっても意見が上がらないんです。私は、こういうものが何で県にないのかと考えると、それでスクールゾーン協議会というのが神奈川県で設けられたのです。今から三、四年前です。ところがそれが改編されて、県主導で交通安全教育推進会議というものができたわけです。これは、教育長、そして警察と土木の県土整備局も入っていますし、現場の学校の先生なんかも入って話をしています。

見たところ対策会議の方は、大層偉い方々が全部入っていらっしゃるから、これ以上課長に細かいことを聞いたって申し訳ないですし、そういう方々の中から出てくる議案だけ討議されるんだろうから、私はこれ以上言うつもりはありませんが、もうちょっと現場の中のことも議題にしてほしいと思います。何でこんな話をしたのかというと、実は、ゾーン 30 ということで、今回県警にゾーン 30 をつくっていただいた。議員は現場を回っているものですから、スクールゾーンも含めて、現場では大きな問題なんです。

ところが、課長が先ほどおっしゃっておられたが、これからは高齢者や交通弱者に対応していきますよということは、せめてこういう現場からの状況を吸い上げるような組織をもっと何かつくって、そういうものを対策会議の方に上げていかないと、何か取って付けたみたいでこういう会議ができるのは結構けれども、現場の声なんてどこに載っているんだろうと勝手に思います。結局、私は県警の方に言ってつくっていただいたけれども、安全防災局にはくらし安全交通課長もいらっしゃるわけです。県警、県土整備局、安全防災局とありますが、交通問題というのは、本当は皆さんがもっと現場に行けば行くほど大きく施策が進むわけです。私は是非ともそういう意味では、交通安全教育推進会議等も活用していただいて、流れをつくっていただきたいと要望しておきたいと思います。是非、よろしく願い申し上げます。

それでは、本題に入りたいと思います。

まず、最初に私は要望から始めさせていただきたいと思うんだけど、かながわシェイクアウト、先ほどから立派な御質問がされているので、私から質問するのもなんですが、一つだけ指摘しておきたいことがあるんです。

それは何なのかというと、これもこの前、委員会調査で大阪府の危機管理室に行きましたが、この中で、彼らもシェイクアウトをやっているんです。本県のシェイクアウトと決定的に違うことが一つだけあると思うんですが、それは、大阪府に来ている方たちにもエリアメールが全部届くということでありまして。本県でシェイクアウトをやると、外から神奈川県に来た人間には、シェイクアウトなんて分からないんです。

私がこの話をしているのは、東京オリンピック等々が開催されるのを視野に入れて、国際化をもっときっちり頑張るぞと本県ではおっしゃっていて、シェイクアウトは結構けれども、本県に来ている外国の人たちや県外から来た人たちは、

9月5日にシェイクアウトをやっているなんて知らないわけです。そういう人たちにどうやって広報をするのかということが、私はとても大事なことだと思ったんです。これはひとつ要望にとどめておきます。

二つ目の要望は、六十数万人が登録していただいて良かったと思います。そのことは、私は県の御努力に対して敬意を表します。だけれども、実際にどれだけの人が参加して、どれだけの人がどう思ったかというようなことを吸い上げなければいけない。私は、やったことというのは、確かにイベントとしてはすばらしいけれども、もうちょっとその点をしっかり捉えられたらいかがかなと思いましたので、この2点だけ要望させていただきたいと思います。

次に質問ですが、まず最初にお聞きしたいのは、かながわグランドデザインを読ませていただいて、先ほど犯罪被害者支援担当課長にはいろいろお願いして申し訳なかったけれども、何で私がこんなふうにかかわったのかというと、このかながわグランドデザイン評価報告書が、平成25年7月、今年の7月に出版されているんですが、17ページで津波対策として、海岸近くで地震に遭った場合、すぐに避難する意識を持つ人の割合を、例えば2012年の目標値は50%ですよとか、要は見える化をしているわけです。

ところが申し訳ないけれども、この中で出てきている津波被害軽減の対策の強化というのを見ていると、一体何を目標にこの項目が選ばれたんだろうと私には思えてならないんです。何でかということ、それは意識を持っている人が50%から78.1%になったのは、申し訳ないけれども、県がやったことでも何でもないと思うんです。でも、この評価報告書では、効果が出てこれだけ増えて、何と達成率が156.2%だと書いてあります。ところが、分かっているけど逃げないという人が今は多いんでしょう。そういう問題はどうなっているんだろうと、私は疑問に思ったわけです。

さらにその次を見てみると、津波避難情報の提供・伝達の充実という項目の中に、標高表示看板が1万4,827箇所ありますとか、津波情報板が301箇所ありますと書いてあるわけです。そうであるなら、私はいっそのこと、津波に関わるこういう表示板や警告板等についても、しっかりと見える化をすべきじゃないかと思うんですが、課長、いかがですか。

応急対策担当課長

御指摘のとおりで、大体3箇月に一遍ほどぐらいは、どのくらい増えているかという実態調査を行って、これだけ増えてきている、こつこつ増えてきているという実態は把握しております。これを公表しているかというとしておりませんが、実態把握はしております。

鈴木委員

先日、私も昼休みに余りにもストレスがたまったものですから、歩いて像の鼻パークの方に行き、帰りにちょっと赤レンガの方を通ったんです。そうしたら、津波のときに逃げてくださいという掲示板があったんですが、正直言って、注意して見ない限り絶対分からないところがあったんです。もちろん大通りにも1箇

所だけありました。でも、それは津波という興味がなかったら見ないと思いますし、失礼ですけれども、多分、私も議員をやっていないと見ないと思いますよ。

その中で、私は特にお願いしたいのは、津波情報板とかについては、より分かりやすい物を県や市町村が提供しなくてはならないということと同時に、県も市町村も同じ物を作った方がよろしいんじゃないかということです。

前回の質問のときにもお話し申し上げましたが、海拔何メートルなんて書いてあっても、海拔なんて読めないような、例えば小学生がいたらどうやって説明するんですかということです。1万4,827箇所ぐらいあるのかどうか分かりませんが、この前お見せしましたが、国土交通省が作っている物には、そこがどれくらいの高さなのかというのが出ています。小学生が見ても分かるような、これはユニバーサルデザインとしては最高のものだと思います。下に英語表記もあります。

そこでまずは、この津波避難情報の提供についても、もう少し見える化をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

応急対策担当課長

委員のおっしゃられるとおりで、実際津波の海拔表示が書かれておりまして、確かに大人とか新聞等を読まれている方は、海拔1メートルだと危ないかななどという感覚は持っていただけるかと思いますが、子供とか、あるいはふだん津波に興味をお持ちでない方には、委員御指摘のとおり、全く感じ取っていただけないかと思います。そのため、津波をイメージできるような看板、例えば波の絵だとか、危険性をイメージできるような看板、それから避難所につながるような看板、こういうものを今後、検討していきたいと思っておりますし、そうした中で、出せる数字は出していきたいと思っております。

鈴木委員

ただ、今、課長のおっしゃったことは、私の導入部分なんです。私は行政として、多分そういう目標値は出せないんだろうと思っていただきたいと思います。なぜかといったら、県として、震災が起こるんだという予測はどこにも書いていないからです。例えば相模トラフというのがあっても、何に照準を当てて皆さん方が震災を予測しているのかは地域防災計画の中に書いていないから、当然、海拔何メートルというような表示をするしかないと思います。ところが、国土交通省は何をしているのかというと、例えば南海トラフ等の地震を基にした形で、どうも津波の高さを書いているような感じがいたしました。

その中で、今度は災害対策課長の方に伺うんですけども、私は、川崎と横浜の防災計画をずっと読んでみました。そうすると、これは間違っていたら許していただきたいんですけども、総則の部分の横浜の計画にはこう書いてあるんです。横浜市防災計画は、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）との整合性、関連性を有しています、と。さっき課長がおっしゃった41条というのは、それを基につくらなければならないと書いてあるので、多分これは取って付けたみたいな言葉だと思います。

もう一つ川崎の方ですが、これも課長はお読みになっていらっしゃるかもしれないけれども、この計画は、国の防災基本計画に基づき作成される防災業務計画及び神奈川県地域防災計画との整合性、関連性を有するものとする、と書いてあります。有するものとするというのは、またこれはすごい言葉だなと思うんですけども、その辺り今日この委員会でも質問ができるようならさせていただきたいと思っています。石油コンビナートについては、全て、神奈川県の石油コンビナート防災計画によると書いてあります。行政というところは書き方がうまいなと私は思いました。

ところが、中を開いてみると、実は、横浜市は南海トラフ、それと元禄型地震、そして首都直下型とどんだんと決めた上でつくっているんです。私が驚いたのは、ここに出てきている、例えば液状化マップだとか、実質的にどれくらいの揺れになりますよとかというのを、市民みんなが全部見ていることです。

これは、課長がさっきおっしゃっていた防災・情報研究所に投げて、修正をするかもしれませんね。多分修正になるでしょう。そのときに、これだけ情報が市民に伝わった横浜市と、川崎については基本的には東海地震を想定していますが、横浜市や川崎市との整合性は、どのように持たせるおつもりでしょうか。

修正するのは結構だけれども、そこは神奈川県はうまいと思います。8箇所ぐらいあるよということですが、私はこの8箇所というのは相模トラフという意味だと思っています。それは私も否定しません。だけれども、既にある程度、横浜市などは先行した形で三つの地震を想定しながら、震度も全部出しているわけです。うちの方は5弱だ、いやうちは5強だとおっしゃって、実際に話をされているところもある。その中に、今度は県からいきなり修正をお願いした場合、その修復というのは大変難しいと思いますが、どう考えられますか。

災害対策課長

委員御指摘のとおり、横浜、川崎は独自で調査をやったものでありまして、その当時、国から出てきているデータでやったものでございます。県の計画自身は、平成19年から20年のときの調査による想定に基づいておりましたが、津波だけは平成24年の3月の津波浸水予測図を基に行っております。

そのため、現在、県が基礎としているものと、横浜市や川崎市が基礎としているものが違っているという状況にあります。ただ、横浜、川崎もその時点での国のデータで行ったものですから、南海トラフの公表のデータとはまた違ってきている状況があります。

今、横浜市、川崎市ともに一緒に被害想定委員会に入っております。国から出てきている新しいものとどう違うとか、一番大きくなる怖い地震は何なのかということ調整しております。今の計画では、委員がおっしゃったように、川崎は東海地震ですとか元禄型関東地震、津波は慶長地震、横浜につきましても、既に南海トラフも入れていますが、慶長も入れていただいていたというように、ばらばらなんです。ですから委員御指摘のように、今、実は、県も市町村も交えて、国が出している一番新しいものに乗っかって、同じようにやっていき

ましよう調整を図りながらやっている最中でございます。

鈴木委員

課長が実際につくられたわけじゃなくて前の課長がつくられたんだらうから、今更こんなことを言ってもしようがないとは思いますが、そのことを質問して申し訳ないんだけど、私はこの中で心配なことが一つあるんです。

それで、そういう調査について、防災&情報研究所というところに頼むと書いてあります。少し話は変わりますが、ここは資本金がたった1,000万円ぐらいのところなんです。人数も大した人数じゃないんじゃないかと思うんです。実際に、これは幾らぐらいのコストでここにやってもらうのか。

災害対策課長

今回、防災&情報研究所の他3者からプロポーザルが出てきまして、この研究所自身は、委員おっしゃるとおり小さな会社でございます。従業員も4名程度ということで、今回の県の被害想定調査におきましては、技術の方を会社の外から非常勤で雇用してプロジェクトチームを組むという形での提案になってございました。費用も、この会社は落札金額が税込みで7,000万円ちょっとという金額でございました。こういったもろもろの部分、有識者の方たちの委員会で諮っていただきました。実は、この事業者は前の前の神奈川県被害想定調査を実際に担った会社でもございます。実はこのときにシナリオ型の調査というのを全国で初めてやった業者でもありまして、そういったことも含めた評価で決まったということでございます。

鈴木委員

素人的な発想で恐縮ですが、被害想定については、県としては相模トラフで8箇所を出しているということですが、この会社の人は何らかの想定を基に被害想定をつくるわけですね。社長がつくるのかどうか分からないけれども、4人いる人の中の1人がつくるんでしょう。その人は何を基準につくるんですか。それを県側としてはどう提案しているんでしょうか。

災害対策課長

実は、いまだに相模トラフの関係は、国からまだはっきりとした被害想定が出てきてない状況にあります。ですから、国が相模トラフの地震をどう想定してくるのか、モデルはどうなのかということが、実は今も宙ぶらりんの状態にあります。

ですから、後から出てきた決定版みたいな情報を基に組んでいただくという前提でもって、それが実際に出てきたときにモデルができるのか、それから手法としてそれを想定できるのか、それらの視点をもって業者を選びました。今はデータ収集をやっていて、実際に国から考え方が示されるのを過去の情報を少し参考にしながら、国から決定版が出てくるのを待っているような状況でございます。

鈴木委員

そういうふうに言ったら、身もふたもないんじゃないですか。国からいつ出てくるか分からないから、できるだけ早く出してほしいと皆さん方も国に言ってい



るんだらうけれども、国だってそうそう簡単に出してこないかもしれないというときに、基本的には平成 25 年はこうやりますとか、26 年はこうやりますと報告を出しているわけです。平成 25 年といっても、もう 10 月ですから、あと半年間です。その中でもって、皆さん方がこの最初の年である平成 25 年にやろうと目指したものが、基本的に国を頼っているものだとしたら、当然、この企業の方たちもそれなりのスパンを見てコストを出しているんでしょから、国から出てくるのに時間がかかれば、それ以上のお金を要求されるかもしれないですよ。その辺りはどう考えていらっしゃいますか。

災害対策課長

実は、全部を待たしているということではなくて、南海トラフのことについては国から出てきております。それで、マクロ及びミクロの視点でも、県レベルでやれることもございますので、そういった準備段階のことはどんどんやらせていただいていますし、国の情報が少なからず入ってきますので、ある程度、先を見越して準備を進めているところであります。

ただ、最終的に業者の方から、作業の進め方の要望ですとか、あとは国から出てくる情報が遅いことによって、予定がずれる可能性ももちろんあります。そのときには相談しながら、予算の枠もございますので、協議しながら調整させていただきたいとは思っております。

鈴木委員

それで、結局、相模トラフとか南関東だとか、首都直下型だとかありますが、そういう形できちんと具体的なものは、国から出てくるんですか。

災害対策課長

具体的なものとして出てくると、そのように考えております。

鈴木委員

課長はそう考えているかもしれないけれども、国はそうじゃないかもしれませんが。そこを明確にしないといけないと思います。横浜では、先ほども言いましたが、基本とする地震を決めていました。でも、これから県では、何を基軸にしてやるのですか。先ほどの津波情報板の関係で、課長の答弁でも、海拔について言っていました。実際に津波の高さがどれくらいになるかが大事だと思います。それで、基本的な方向性としては、どの地震を中心にやろうとされているのか。

災害対策課長

国でも、大正の関東大震災に対応する形で、南関東地震というものに重きを置いてやっていると考えておりますし、そういった情報も入っております。ただ、それだけではなくて、元禄型と言われている地震についても出そうとしているようです。

それから、首都直下がどれぐらいの大きさになるのかということについて、計りかねているようでもあります。首都直下については、東京が一番影響を受けるわけですが、神奈川県でも当然、横浜、川崎が影響を受けることになると思います。

それについて、今までは東京湾北部地震という形で想定してきましたが、それがどうなるかというところは注視したいところでございます。

鈴木委員

これ以上話しても、国が方針を出さなければしょうがないとは思いますが。ただ、私も、横浜市の関係でいろいろな防災の講演などをお聞きしたんですが、市で算出されたものが出て、うちは震度6強かというような話が出始めていて、それですごくそのことを心配したのでこのような質問をしました。

その中で私が1点すごく心配したことは、大きな地震が起きる可能性が、この30年以内で70%以上という、大変に大きな数字が出ているんです。その流れの中で、実際に横浜、川崎、その他の市町村と、今後どのような形で整合性を持たせていこうとされているのか聞かせてください。

災害対策課長

実は、県がやる調査を基に、市町村が、それぞれの自分のところで最も大きくなる地震に対する対策として計画をつくっていくことになります。ただ、横浜、川崎だけは、自分で独自に調査をして、県と違うデータを使っているのが現状で、委員御指摘のとおりでございます。

今後、国が出してくるものが決定版になるだろうと、我々県も、横浜、川崎もそのように考えておまして、多分ここで一緒に、同じ土俵の上で調整しながらやれるんじゃないか、また、そうあるべきだと考えて、今回の被害想定の委員会の中で調整をしている次第でございます。

鈴木委員

この横浜、川崎の問題は、折に触れて年中出てくる政令市問題とも言えます。はっきり言って申し訳ないですが、これ以上問い詰めても、何か出てくるわけではないでしょうが、ただ、そういう現場の状況があるということを、しっかり御認識いただきたいというのが今日の私の質問なんです。

さらに、私は、先ほど申し上げた地域防災計画を拝見していて、1点提案しておかなければいけないなと思ったことがあります。それは何なのかというと、課題が次から次へと出ていて、それが記載されていますが、課題に対してどうなったかというのは何年たったって出てこないんです。今見ると、一つ、二つは解決しているものがあるような気もしますが、例えば先ほどの津波の問題などでも、津波を、高いものと低いものに分けて対策を強化していく必要がありますとか書いてあったら、では、それほどこら辺まで対策が進んだんですかと、そういう見える化が必要じゃないかと私は思ったんです。

そうすると、大変なマンパワーも必要になってくるでしょう。これは御検討いただくということで、要望としておきます。また、予算のこともいろいろあるでしょうけれども、せつかく地域防災計画をここまでおつくりになられて、その改正の際にこれだけの課題が見えているのであれば、それをしっかり数値化することをやっていかないと、もったいないのと同時に、県民に対してここまで県としてはやっていますという説明もできるし、あとはそれをまた直に県と市町村との

比較等もできるようになっていくと思います。そこら辺のところを、もう一度また御検討いただくよう、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。